厚生労働省 大分労働局

資料２

厚生労働省（大分労働局）の取り組み

令和８年２月27日

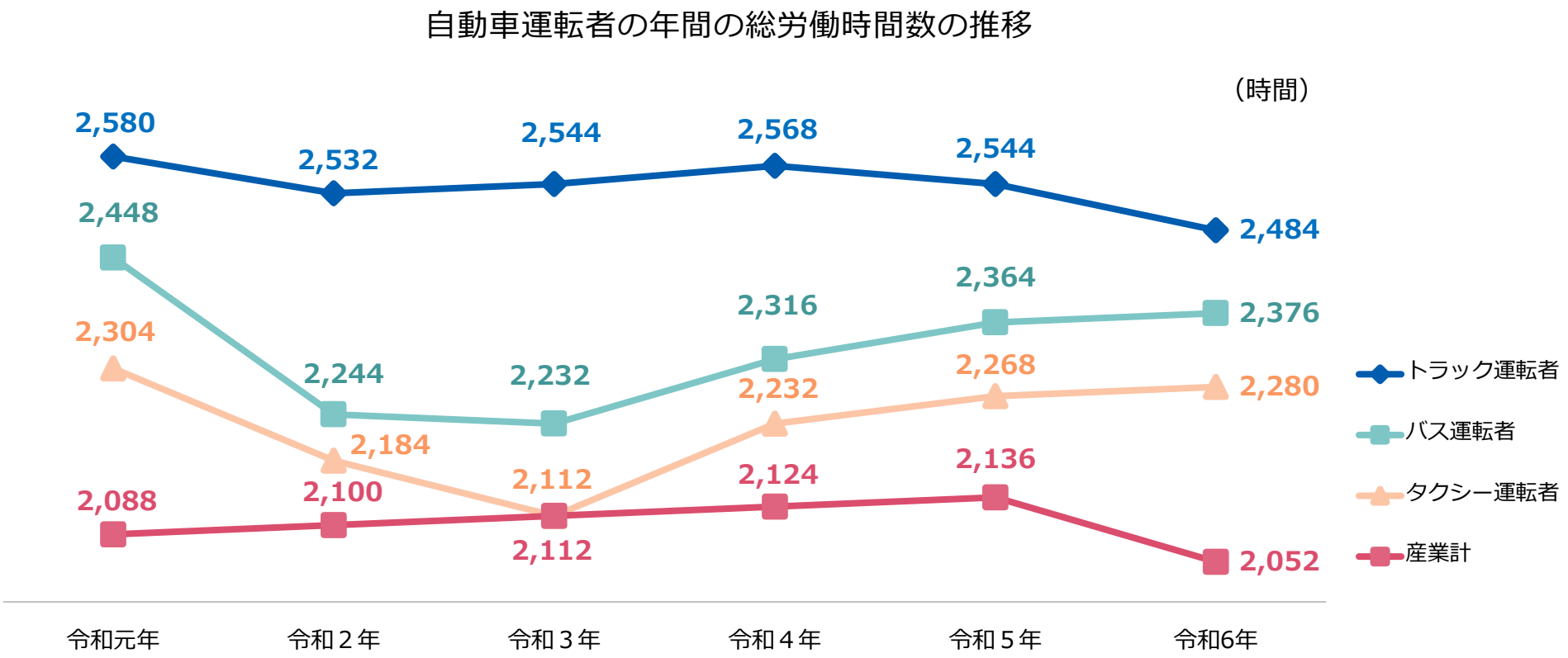
トラック輸送における取引環境・労働時間改善大分県地方協議会

大分労働局労働基準部監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

自動車運転者に係る労働時間の推移

- 自動車運転者は、依然として長時間・過重労働が課題となっている。
- 令和6年における年間の総労働時間数は、産業計と比較し、トラック運転者（※）は約432時間、バス運転者は約324時間、タクシー運転者は約228時間多く、長時間労働の実態にある。

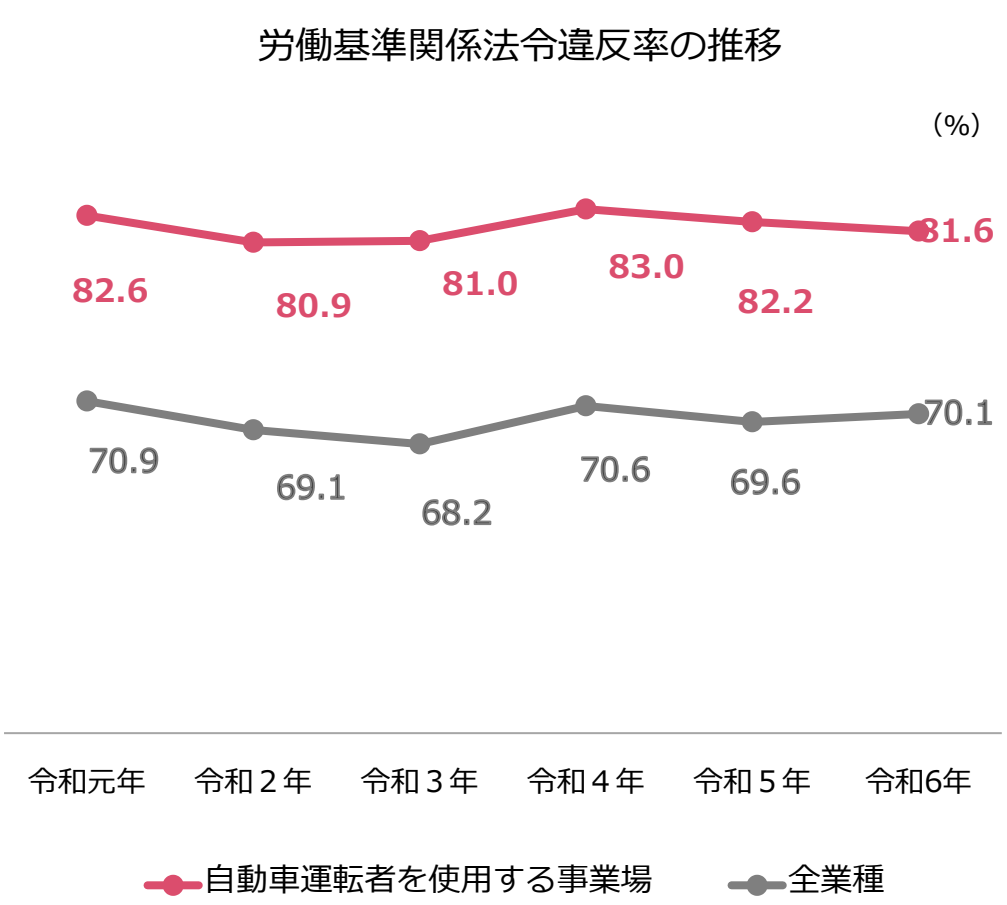


（※）トラック運転者の労働時間数は、営業用大型貨物自動車運転者（中小型トラックを除く。）の労働時間数を表したもの。

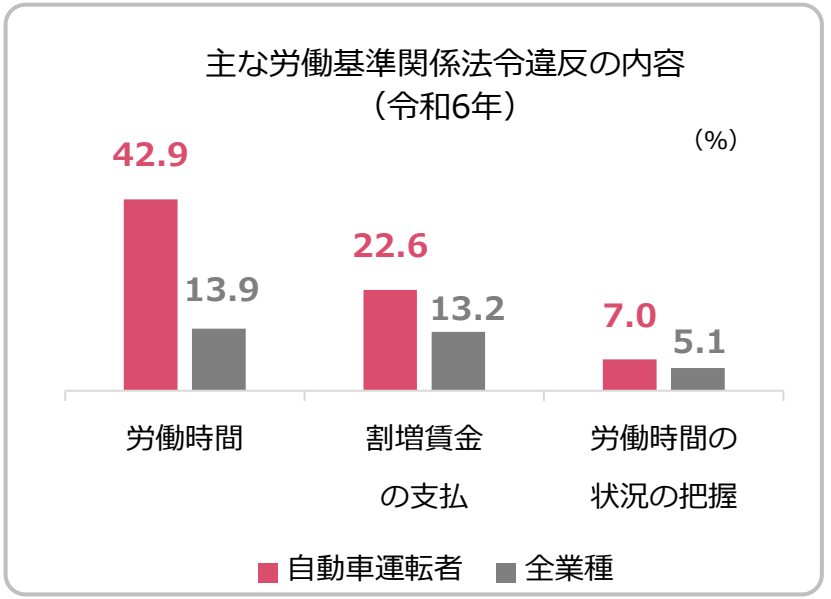
出典 ：厚生労働省「令和6年賃金構造基本統計調査」

自動車運転者を使用する事業場に係る監督指導の状況

- 自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令の違反率は、全業種と比べて高い状況にある。
- 令和6年に監督指導を行った4,328事業場（トラック：3,424事業場、バス：249事業場、ハイヤー・タクシー：319事業場、その他：336事業場）のうち、81.6%に当たる3,532事業場において、労働基準関係法令違反が認められ、概ね同水準で推移している。



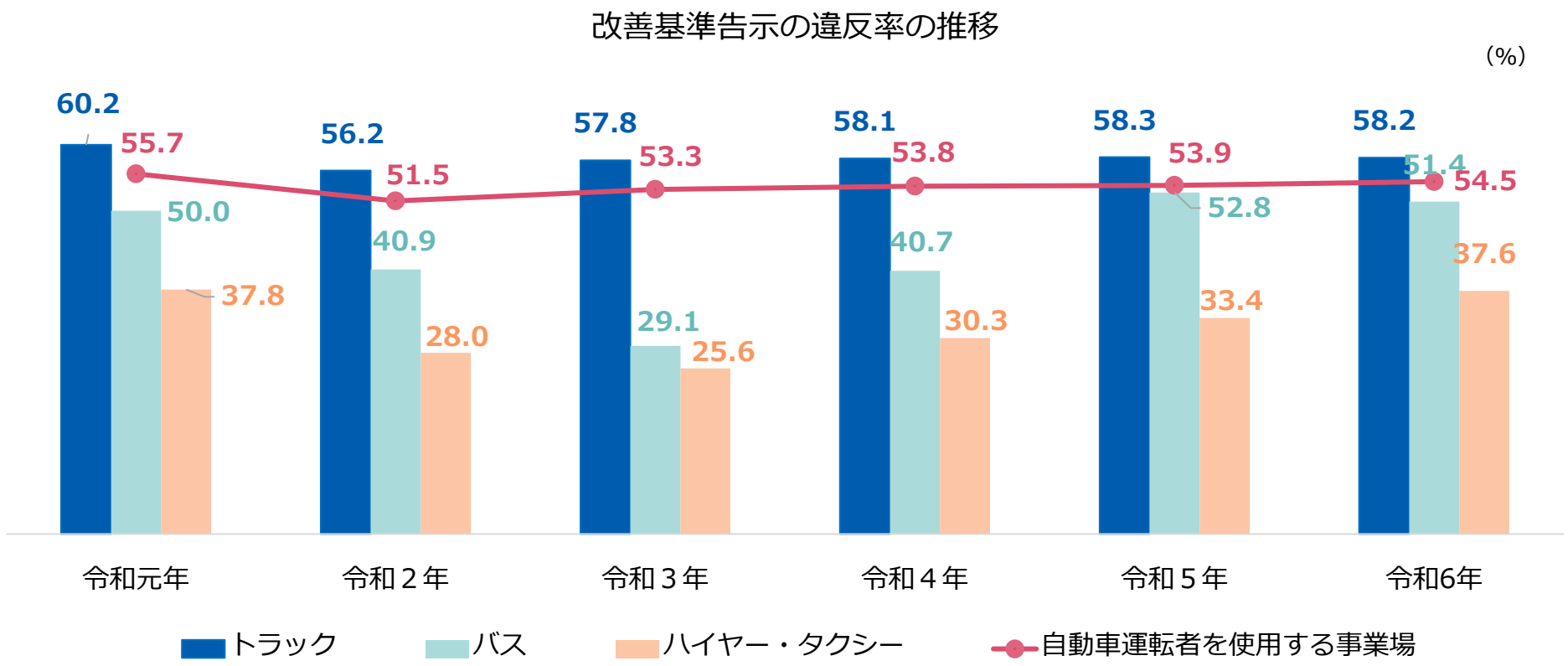
労働基準関係法令違反事業場数（違反率）（令和６年）	
トラック	2,786事業場（81.4%）
バス	193事業場（77.5%）
ハイヤー、タクシー	279事業場（78.5%）



自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況①

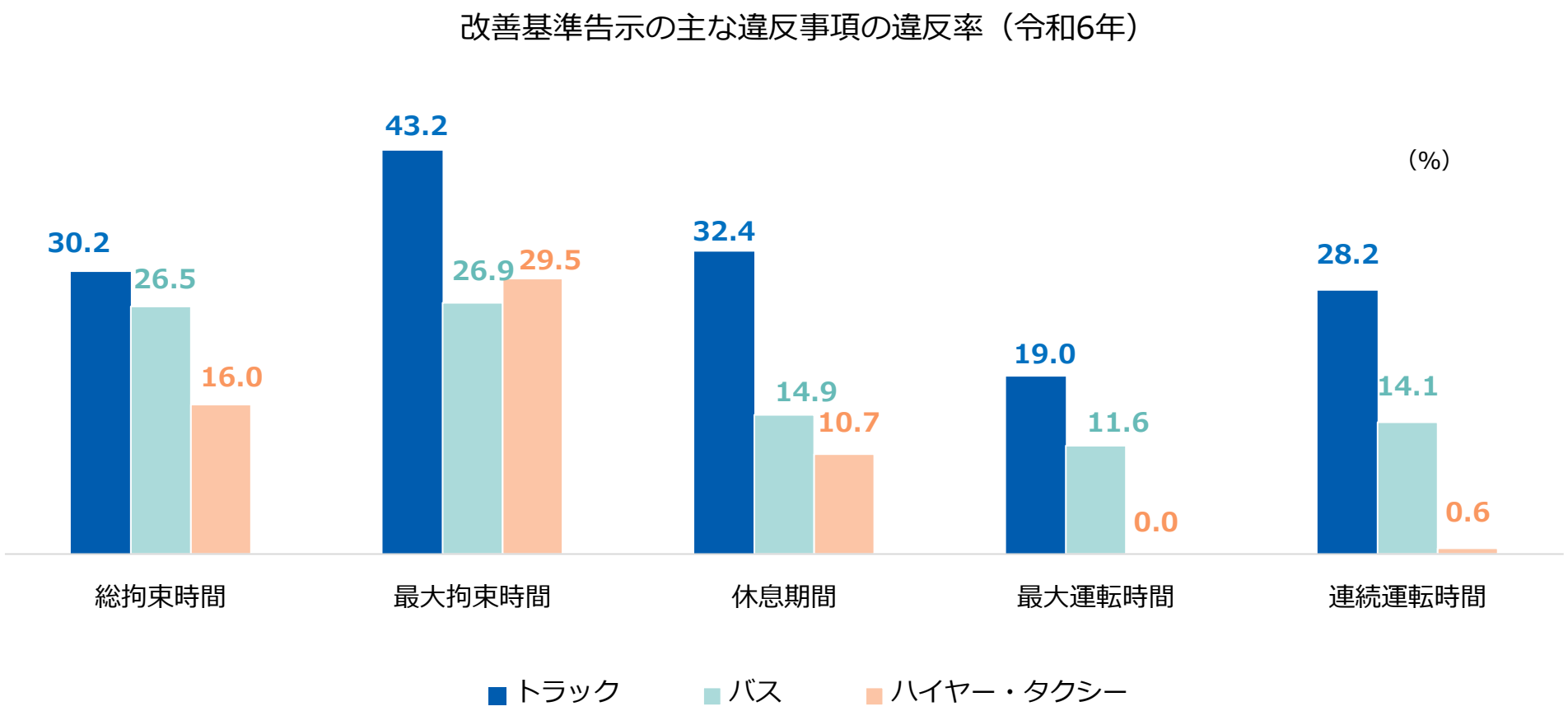
- 令和6年に監督指導を行った事業場のうち、54.5%に当たる2,360事業場において、改善基準告示（※）違反が認められた。
- バス、ハイヤー・タクシーは、令和3年が最低となったが、その後上昇傾向にある。

（※）…自動車運転者の労働時間等の改善のための基準（平成元年労働省告示第７号）



自動車運転者を使用する事業場に係る改善基準告示違反の状況②

- 令和6年に監督指導を行った事業場のうち、改善基準告示に係る違反が認められた事業場の主な違反事項の違反率は、以下のとおりであった。



（※）総拘束時間：１か月又は１週当たりの拘束時間、最大拘束時間：１日当たりの拘束時間、休息期間：勤務と次の勤務との間の時間
最大運転時間：１日及び１週当たりの運転時間、連続運転時間：１回当たりの運転時間

労働基準監督署における指導事例

- 労働基準監督署では、法令違反が疑われるトラック事業者に対し監督指導を実施し、トラック運転者の労働条件の確保に取り組んでいる。
- 改正後の改善基準告示に関して、指導を行った事例は以下のとおり。

労基署の指導等

■　長距離輸送を行っているトラック運転者に、時間外・休日労働に関する協定（36協定）で定めた特別延長時間を超える違法な時間外労働（１か月当たり最大128時間）が認められたため、是正勧告した。

■　改善基準告示に関し、①１月の拘束時間が310時間を超えていること、②勤務終了後、休息期間が継続８時間を下回っていること、③１日の最大拘束時間（16時間）を超えていること、④連続運転時間が４時間を超えていることが認められたため、是正勧告した。

■　荷役作業時間について、デジタルタコグラフに「休憩」として記録し、労働時間を適正に把握していなかったため、休憩時間の考え方を説明の上、乗務記録を点検し、必要な補正を行うとともに、正確な労働時間を把握することについて指導した。

会社の対応

■　週６日勤務が常態となっていたが、勤務日数を週５日を基本として、休日を確保するとともに、改善基準告示を遵守するため、拘束時間等を日々運行管理者が管理表により点検を行うこととした。あわせて36協定の特別条項の発動手続について、書面（協議書）により事前に行うこととした。

■　デジタルタコグラフを適正に入力するよう運転者を指導し、運転者から運転日報が提出された際に、運行管理者等が休憩時間や積み卸しの記録状況を点検することとした。

➡　上記対応の結果、トラック運転者について、１か月当たりの時間外労働が80時間以下、１月の拘束時間が協定時間以内（250時間以内）になるなど、労働基準法違反及び改善基準告示違反が是正された。

トラック運送事業者に対する労働時間等説明会実施状況

改正された改善基準告示やトラック運転者にかかる上限規制について、令和４年度以降、大分労働局・各労働基準監督署において、説明会を開催。

令和７年度

開催回数　⇒　９回

参加事業場数　⇒　215事業場

過去４年間

開催回数　⇒　52回

参加事業場数　⇒　1,221事業場

説明会の一例



労働基準監督署による発着荷主等対する要請について

1　荷主特別対策チームについて（令和４年12月23日編成）

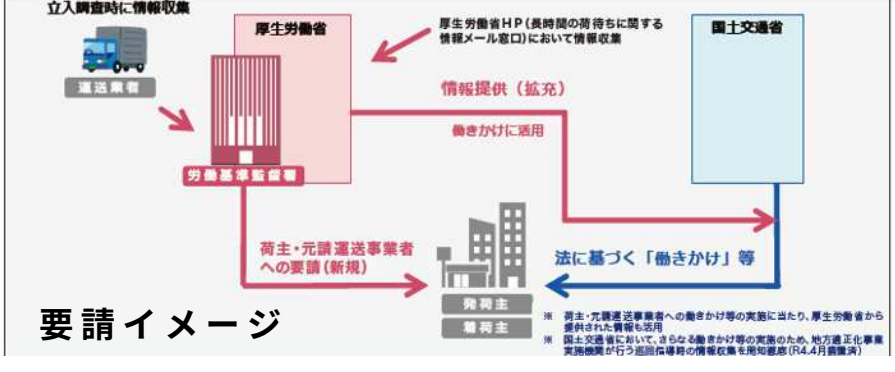
目的

- 道路貨物運送業は、他の業種に比べて長時間労働の実態にあり、過労死等の労災支給決定件数が最も多い業種であることから、トラック運転者の方の長時間労働の是正等の働き方改革を一層積極的に進める必要がある。その一方で、長時間労働の要因には、取引慣行など個々の事業主の努力だけでは見直すことが困難なものも認められる。
- 大分労働局及び大分県内の各労働基準監督署において、トラック運転者の方の長時間労働の是正のため、発着荷主等に対して、長時間の荷待ちを発生させないことなどについての要請とその改善に向けた働きかけを行うことを目的とした「荷主特別対策チーム」を編成。

荷主特別対策チームの概要

- 労働基準監督署による発着荷主等への要請
 　労働基準監督署が、発着荷主等に対し、①長時間の恒常的な荷待ちの改善に努めること、②運送業務の発注担当者に改善基準告示を周知し、トラック運転者がこれを遵守できるよう協力すること、などを要請する。
- 大分労働局が長時間の荷待ちなどの改善等に向け発着荷主等に働きかけ
 　大分労働局の労働時間管理に関する指導員が、労働基準監督署から要請された事項に発着荷主等が積極的に取り組めるよう、荷待ち時間等の改善に係る好事例の紹介等のアドバイスを行う。
- 長時間の荷待ちに関する情報収集
 　厚生労働省ホームページに、「長時間の荷待ちに関する情報メール窓口」※を設置し、発着荷主等が長時間の荷待ちを発生させていると疑われる事案などの情報を収集し、その情報を基に、労働基準監督署が要請等を行う。

※https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/nimachi.html



要請イメージ

労働基準監督署による発着荷主等への要請実施状況（大分県内）

R５.１～R７.12	460事業場

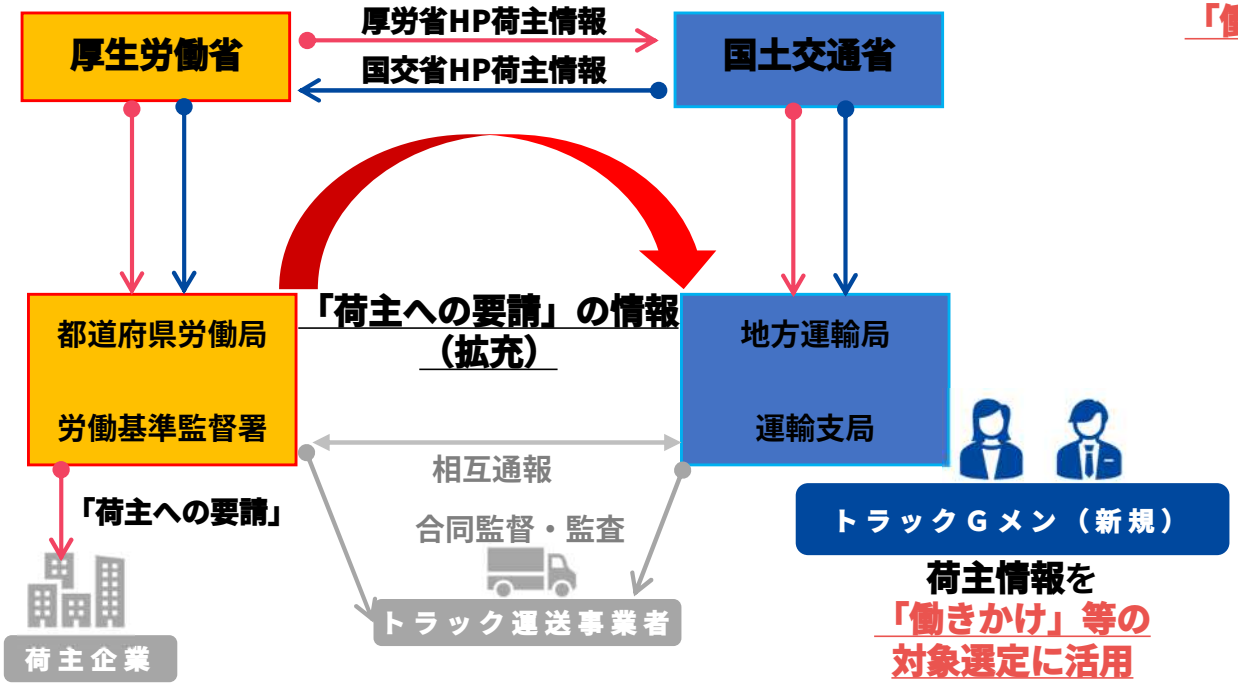
労働基準監督署による発着荷主等対する要請について

2　「トラックＧメン」設置に伴う国土交通省との連携強化（令和５年10月～）

①荷主情報提供の運用強化

現行の国土交通省への荷主情報提供に加え、

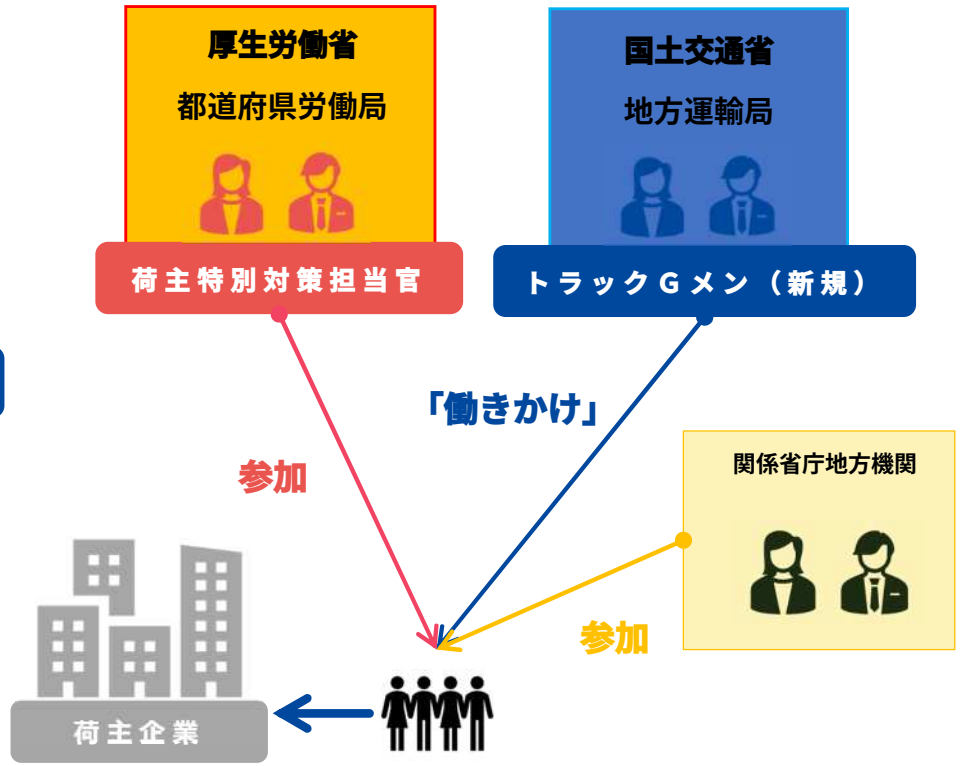
- 荷待ちを発生させている疑いがあることを労働基準監督署が把握し、**「荷主への要請」を実施した荷主の情報**を、広く国土交通省に提供し、**「トラックGメン」による「働きかけ」等の対象選定に活用**



②トラック法に基づく「働きかけ」の連携強化

荷主企業に対し、新たに、

- **国土交通省のトラックＧメン＋関係省庁が連携して、トラック運送事業者への配慮を「働きかけ」**
- 長時間の恒常的な荷待ちを発生させていること等が疑われる事案については、**都道府県労働局の「荷主特別対策担当官」も「働きかけ」に参加**



③「標準的な運賃」の周知強化

労働基準監督署が実施している「荷主への要請」の際、

- トラック法に基づく**「標準的な運賃」も周知**

周知事項について

1　国民向け周知広報サイト「はたらきかたススメ」



- ドライバーの働き方の実現には、個々の運送事業者だけでなく、取引関係者、国民の理解と協力が必要
- 上限規制の円滑な施行に向けて、広く機運醸成を図る

⇒イメージキャラクターに俳優の玉木宏さんを起用し、動画、ポスター等で情報発信を行う

PR動画

- ドライバーは荷主等の都合で長時間労働になるケースがあること
- ドライバーの働き方を変えていくため、取引関係者、国民の皆様に小さなことから協力をいただきたいこと（新規動画やリーフレットの掲載）

新規動画、リーフレット





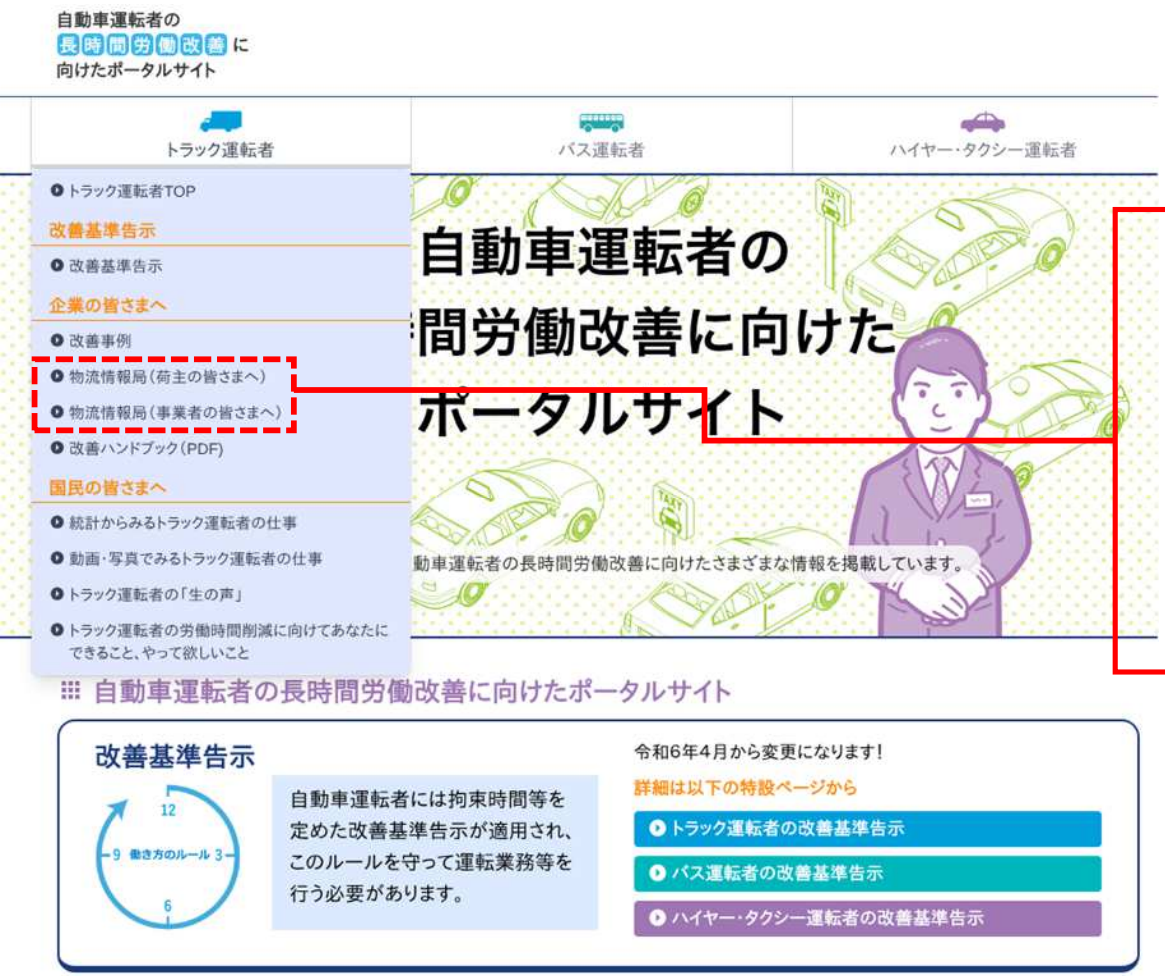
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
建設業・ドライバー・医師の働き方改革総合サイト
はたらきかたススメ

国民向け周知広報サイト「はたらきかたススメ」
https://hatarakikatasusume.mhlw.go.jp/

周知事項について

2　自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトの拡充について

トラック運転者の長時間労働改善に向けた周知用ポータルサイトに「物流情報局」を新設し、荷待ち・荷役時間の削減に向けた対応等、様々な情報を発信







「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」
https://driver-roudou-jikan.mhlw.go.jp/truck

荷主の皆さま、トラック運送事業者の皆さまへ

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトをリニューアルしました！



「物流情報局」OPEN

2024年4月に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」が成立するなど、**トラックドライバーの荷待ち・荷役時間の削減に向けた対策が本格化しています。**

こうした状況を踏まえ、
「自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイト」内に **物流情報局** **を開設しました。**

▲荷主の方　▲事業者の方



物流情報局では、荷主の方、トラック運送事業者の方が協力して荷待ち・荷役時間の削減に取り組めるよう、最新の情報を発信していきます！！

物流情報局では、このような情報を発信しています。



労働基準局広報キャラクター
たしかめたん

荷待ち・荷役時間削減等に向けた対応

- 物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン
- 標準的運賃
- トラックＧメン　など

今後施行される法令のポイント

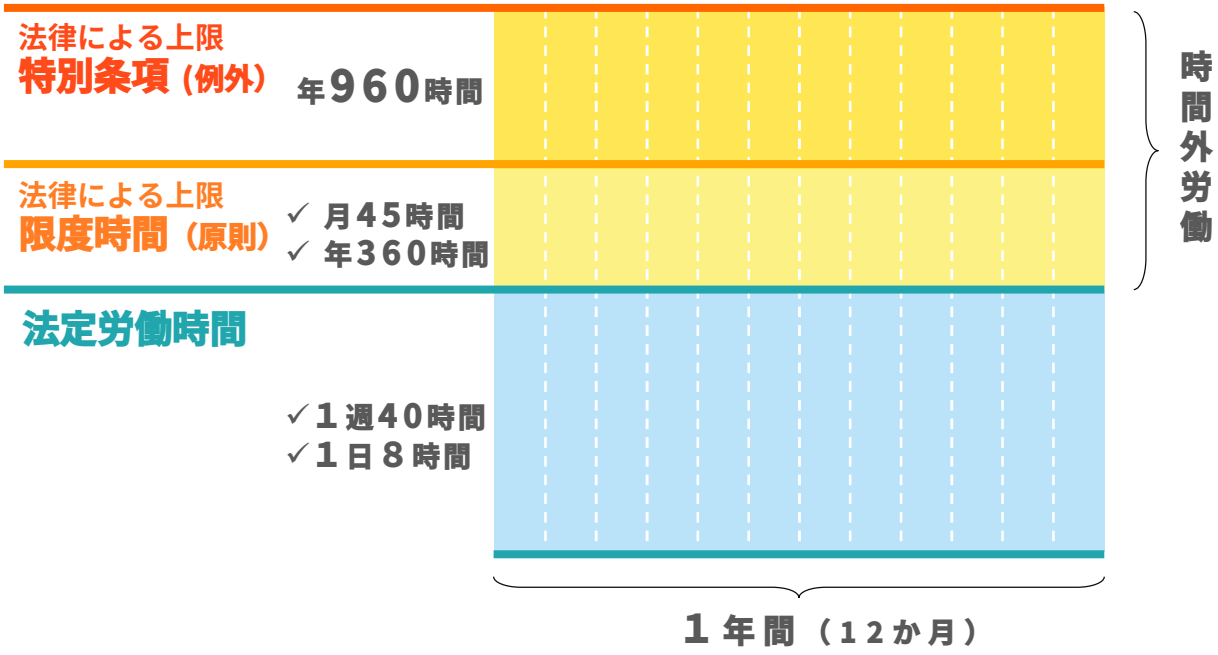
- 改正物流法、関係省令　など

トラック運送事業者の皆さま向けのご相談先

- 働き方改革推進支援センター　など

今後も最新情報に更新していきます！ぜひご覧ください！

自動車運転者の時間外労働の上限規制（2024年4月適用開始）



改正された改善基準告示の主な内容（2024年4月適用開始）

トラック運転者について

	2024年3月31日まで	2024年4月1日以降
1年の拘束時間	3,516時間以内	原　　則：3,300時間以内 例外（※1）：3,400時間以内
1か月の拘束時間	293時間以内 労使協定により、年6か月まで320時間まで延長可	原　　則：284時間以内 例外（※1）：310時間以内（年6か月まで）
1日の休息期間	継続8時間以上	原則： 継続11時間与えるよう努めることを基本とし、9時間を下回らない 例外： 宿泊を伴う長距離貨物運送の場合（※2）、継続8時間以上（週2回まで） 休息期間のいずれかが9時間を下回る場合は、運行終了後に継続12時間以上の休息期間を与える

※1　労使協定により延長可（①②を満たす必要あり）
① 284時間超は連続3か月まで。
② 1か月の時間外・休日労働時間数が100時間未満となるよう努める。

※2　1週間における運行がすべて長距離貨物運送（一の運行の走行距離が450㎞以上の貨物運送）で、一の運行における休息期間が住所地以外の場所におけるものである場合

改善基準告示について、詳しくはこちらをご覧ください。

自動車運転者の長時間労働改善に向けたポータルサイトはこちら▼

トラックポータルサイト

「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare
国土交通省 Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

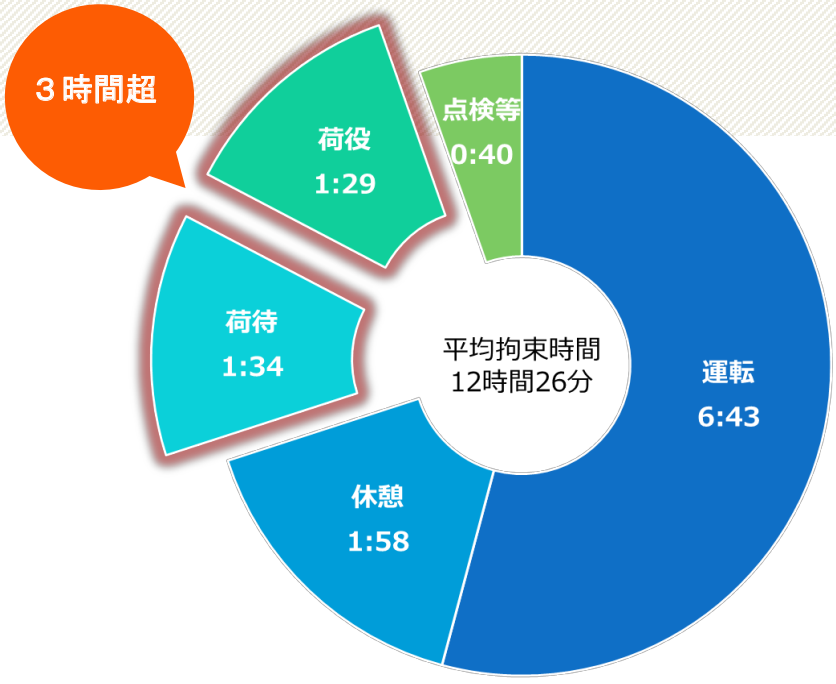
荷主・元請運送事業者の皆さまへ

STOP! 長時間の荷待ち



物流は重要な社会インフラであり、国民生活や経済活動になくてはならないものです。

トラックドライバーの拘束時間の内訳



出典：国土交通省「トラック輸送状況の実態調査(R2)」

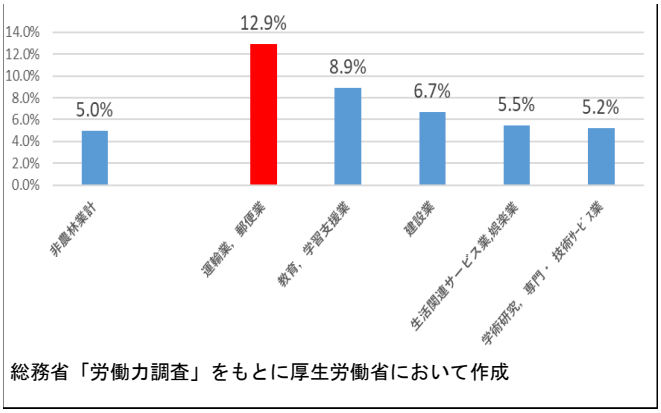
トラックドライバーの長時間労働を改善していくため、また、今後の物流を支えていくためにも、荷待ち時間、荷役時間の削減に向けた取組に、ご理解とご協力をお願いいたします。

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署
国土交通省 地方運輸局・地方運輸支局

荷主の皆さまに向けてお役立ち情報発信中。詳しくはこちら▼
トラックポータルサイト
「改善基準告示」の解説動画も公開中!!

他の業種に比べて長時間労働、過労死等の労災支給決定件数が最多

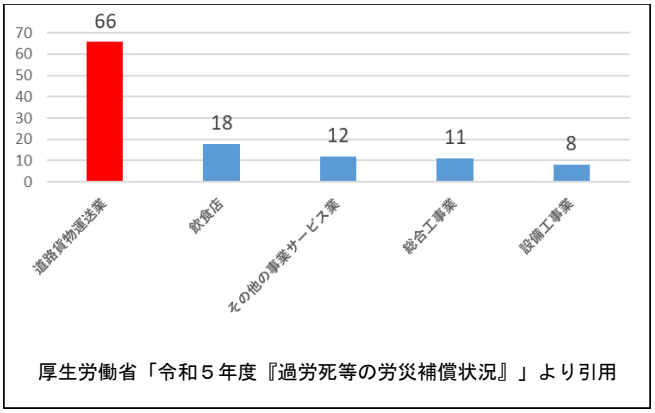
月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者の割合※（R5年、上位業種）



総務省「労働力調査」をもとに厚生労働省において作成

※ 雇用者のうち、休業者を除いた者の総数に占める割合

脳・心臓疾患の労災支給決定件数（R5年度、上位業種）



厚生労働省「令和５年度『過労死等の労災補償状況』」より引用

道路貨物運送業は、他の業種よりも、長時間労働となっている方の割合が高くなっています。

道路貨物運送業は、脳・心臓疾患の労災支給決定件数が最も多くなっています。



**こうした長時間労働の背景には昔からの取引慣行など
トラック運送事業者の努力だけでは見直しが困難なものもあります。**

このままでは国民生活や経済活動を支える社会インフラの維持が困難に

担い手不足の深刻化や荷待ち時間の非効率の発生などにより、危機的状況との指摘もあります。

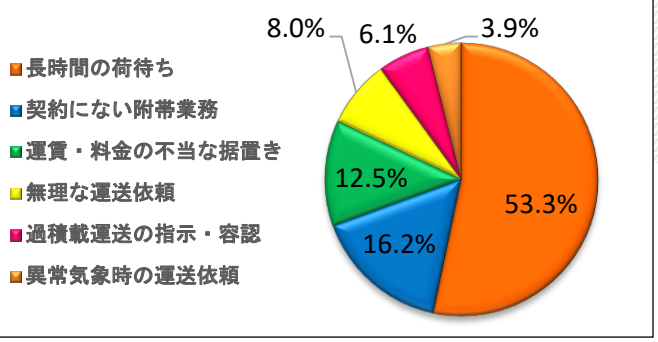


**何も対策をしなければ、
2030年には34%の輸送力が
不足するかもしれません。**

トラックＧメンによる「働きかけ」等の中で、荷主都合による「長時間の荷待ち」「契約にない附帯業務」を合計すると、約７割を占めます

**こうした状況を踏まると、
発着荷主の皆さまにも長時間の
荷待ち等の削減に向けた取組を
行っていただくことが必要です。**

国土交通省による「働きかけ」等における違反原因行為※の割合（R6.6.30時点）



※ 貨物自動車運送事業法等に違反する原因となるおそれのある行為

発荷主・着荷主・元請運送事業者の皆さまへのお願い

1 長時間の恒常的な荷待ちの改善、荷役作業の効率化をお願いします

以下の取組にご理解とご協力をお願いいたします。

取組例

・予約受け付けシステムの導入（発着荷主共通）
・パレット等の活用（発着荷主共通）
・納品リードタイムの確保（着荷主）
・運送を考慮した出荷時刻の設定（発荷主）　など

「物流の適正化・生産性向上に向けた荷主事業者・物流事業者の取組に関するガイドライン」（2023年6月）

運送契約を締結するにあたっては、**契約は書面で行う**とともに、**運送の対価である「運賃」**と、**荷役作業などの対価である「料金」**を分けて契約し、**契約にない附帯作業等を命じることがないようにしましょう**。

労働災害防止のため、トラックドライバーに荷役作業をお願いする場合でも、事前によく相談して決めましょう。

パンフレット
「荷役作業での労働災害を防止しましょう！『陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン』」のご案内」

2 改善基準告示を発注担当者へ周知しましょう

トラック運送事業者は、ドライバーの拘束時間等を定めた改善基準告示を遵守しなければなりません。運送業務の発注を担当される方にも、改善基準告示を知ってもらい、**トラックの安全な走行の確保のためにも、改善基準告示に配慮した着時刻・納品期日の設定・発注をお願いします**。

パンフレット
「トラック運転者の労働時間等の改善基準のポイント」

※改善基準告示について、詳細はパンフレットをご覧ください。
ご不明な点は最寄りの労働基準監督署や裏面の労働時間適正化指導員へお問い合わせください。

「標準的運賃」に、ご理解・ご協力をお願いします

「標準的運賃」とは、トラックドライバーの労働条件を改善し、ドライバー不足の解消を図り、安定した輸送力を確保するため、法令を遵守して**持続的に事業を行ううえで参考となる運賃**を国が示したものです。2024年３月に、「標準的運賃」は８％上昇、「標準運送約款」は附帯作業の料金等、契約条件の明確化を行う形で改正されました。

トラックドライバーは長時間労働・低賃金の傾向にあります。ドライバー不足による物流の停滞を引き起こさないためにも、物流産業を魅力ある職場とし、労働環境を改善することが必要です。
荷主、元請運送事業者の皆さまも、
「標準的運賃」の趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「トラック輸送の新たな「標準的運賃」が告示されました」

「改正物流法」に、ご理解・ご協力をお願いします

物流産業を魅力ある職場とするため、2024年4月からトラックドライバーに時間外労働の上限規制が適用されている一方、何も対策を講じなければ物流の停滞を生じかねないという、いわゆる「2024年問題」に直面しています。
こうした中、同年5月に、荷待ち・荷役時間の削減や多重下請構造の是正等を進める改正物流法が公布されました。

改正物流法に基づき、令和7年度以降、**企業規模を問わず、すべての荷主（発荷主・着荷主）と物流事業者**に対し、**荷待ち・荷役時間の削減**等のために取り組むべき措置について**努力義務**が新たに課せられます。
また、**トラック事業者の取引**に対しては、**運送契約締結時の書面交付**や**実運送体制管理簿の作成**等の**義務**が新たに課せられます。

荷主・元請運送事業者の皆さまにおかれましては、
物流の生産性向上・適正化に向けた
「改正物流法」についてご理解いただき、
ご協力くださいますようお願いいたします。

国土交通省
「改正物流法」について

お問い合わせ

荷待ち時間の見直しにあたっては、都道府県労働局労働基準部監督課の「労働時間管理適正化指導員」にご相談ください。
ご希望があれば、個別に訪問して、取組事例やメリットなどをご説明いたします。

労働局	電話番号	労働局	電話番号	労働局	電話番号
北海道	011-709-2057	石川	076-265-4423	岡山	086-225-2015
青森	017-734-4112	福井	0776-22-2652	広島	082-221-9242
岩手	019-604-3006	山梨	055-225-2853	山口	083-995-0370
宮城	022-299-8838	長野	026-223-0553	徳島	088-652-9163
秋田	018-862-6682	岐阜	058-245-8102	香川	087-811-8918
山形	023-624-8222	静岡	054-254-6352	愛媛	089-935-5203
福島	024-536-4602	愛知	052-972-0253	高知	088-885-6022
茨城	029-224-6214	三重	059-226-2106	福岡	092-411-4862
栃木	028-634-9115	滋賀	077-522-6649	佐賀	0952-32-7169
群馬	027-896-4735	京都	075-241-3214	長崎	095-801-0030
埼玉	048-600-6204	大阪	06-6949-6490	熊本	096-355-3181
千葉	043-221-2304	兵庫	078-367-9151	大分	097-536-3212
東京	03-3512-1612	奈良	0742-32-0204	宮崎	0985-38-8834
神奈川	045-211-7351	和歌山	073-488-1150	鹿児島	099-223-8277
新潟	025-288-3503	鳥取	0857-29-1703	沖縄	098-868-4303
富山	076-432-2730	島根	0852-31-1156		

（2024.９）